第 102 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和元年9月25日(水)14:00~16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室
- 3 出席者

会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長

委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事

同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授

同 浦 尚子 性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長

同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士

同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進室部長

同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 院長

同 中村 正 立命館大学理事補佐・学長特別補佐

同 納米 惠美子 全国女性会館協議会代表理事

同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長

同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議事
- (1) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に基づく令和 2 年度予算概算要求 等の状況等について
- (2) 平成30年度「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究」に関する報告について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「女性活躍加速のための重点方針 2019」(令和元年6月 18 日すべての 女性が輝く社会づくり本部決定) ※本文は暴力部分抜粋
- 資料 2 内閣府資料
- 資料3 警察庁資料
- 資料 4 法務省資料

- 資料 5 厚生労働省資料
- 資料 6 平成 30 年度配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく 加害者対応に関する調査研究 報告(納米委員御提供資料)
- 参考資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2019」(令和元年 6 月 18 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) ※本文は暴力部分抜粋
- 参考資料 2 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に基づく平成 31 年度予算概 算要求等について ※暴力部分抜粋
- 参考資料 3 「女性活躍加速のための重点方針 2017」関連施策の実施状況及び決算額 等について ※暴力部分抜粋

(議事録)

○小西会長 それでは、皆さん、おそろいでございますので、1分ぐらい前ですけれども、 始めさせていただきます。ただいまから第102回「女性に対する暴力に関する専門調査会」 を開催いたします。

本日は、原委員が15時頃に遅れて到着される予定です。

今回は中村委員が初めて御出席されますので、まず一言、御挨拶をお願いいたします。

○中村委員 中村正といいます。

京都の立命館大学から参りました。なかなかいつも参加できなくて申し訳ありませんで した。よろしくお願いいたします。

○小西会長 中村委員、ありがとうございました。

また、この度事務局において人事異動がありましたので、新任者から御挨拶をいただき たいと思います。

まず、伊藤審議官、お願いいたします。

- ○伊藤審議官 7月から審議官を務めております伊藤と申します。どうぞよろしくお願い いたします。
- ○小西会長 続いて、古瀬課長、お願いいたします。まだいらっしゃっていないですか。 それでは、福田参与、お願いいたします。
- ○福田政策参与 初めまして。8月1日に着任いたしました政策参与の福田と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○小西会長 では、古瀬課長につきましては、後でいらしたら、一言、御紹介をいただき たいと思います。

さて、本日の議事ですが、前半は「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和 2年度の予算概算要求等の状況等について、各関係府省からヒアリングを行います。 後半は納米委員から、委員が座長をお務めになった平成30年度「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究」について、概要を 御説明いただきます。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 事務局でございます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。 資料でございますが、資料1、重点方針2019に基づきます概算要求状況ということで、 各省の予算を取りまとめたものでございます。

資料2から資料5までが、今日の各省のヒアリング資料になってございます。

資料 6 が納米委員の発表資料という形になってございます。卓上のみ配付資料が 1 枚ついているところでございます。

参考資料が $1 \sim 3$ 、それから、卓上に別途1枚紙といたしまして資料2の内閣府資料の 差替え版が1枚乗せてありますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○小西会長 ありがとうございます。 質疑応答は全部まとめてからということですね。
- ○杉田暴力対策推進室長 まとめて。
- ○小西会長 それでは、議事1に入ります。「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和2年度予算概算要求等の状況等につきまして、各府省庁から施策の取組状況と今後の予定について説明いただきたいと思います。

まずは内閣府からお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料2を使わせていただきたいと思います。

前々回と前回、2回に分けまして重点方針2019に盛り込むべき事項のヒアリングを受けまして、今般、概算要求をしたということで、その要求状況について説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますが、第4次基本計画におけます成果目標と参考指標の動向 という形になってございます。

内閣府の関係で申しますと、上の4つの成果目標のうち、3つ目と4つ目、市町村配暴 センターの設置数、それから、ワンストップ支援センターの設置数、設置目標数、これを 5次計画の中でどのように目標設定をするのかというのが今後の議論なのだろうと思って おります。

2ページ目でございますが、これが内閣府の女性に対する暴力の根絶に係る予算全体像でございます。

簡単に御説明しますと、真ん中の民間シェルターのところでございます。片山大臣の下に私的懇談会を設けて報告書を取りまとめたということで、公的シェルターと比較して柔軟な対応をしているという重要な社会資源である一方で、乏しい公的資源ということで非

常に存続が厳しい状況にあります。そこで、民間シェルターに対する基盤強化ということで、右側、3.2億円のパイロット事業の経費を新規予算要求しているところでございます。

民間シェルターの下のところになりますが、相談員等への研修や、シェルターのネットワーク化ということで予算を計上させていただいているところでございます。相談員等への研修に関しましては、児童虐待関連の法改正等、野田市の事案を受けました関係で、研修の内容の充実強化を進めてございます。

その関連で、左上のところでございますが、加害者更生プログラムに係る調査研究というような予算要求もさせていただいているところでございます。

以上がDV関係でございますが、下のところが性暴力の関係でございます。大きなところは、やはりワンストップ支援センターの整備促進ということで、3億円の要求ということで運営の安定化・質の向上、24時間化等、交付金を今年度も拡充要求しているというところでございます。

さらには、この調査会でも指摘を受けましたけれども、共通ダイヤル化やコールセンター化に係る調査ということで、これも来年度要求させていただいているところでございます。

3ページ目のところでございますが、ここからは各論でございます。性暴力への対策の推進ということで、真ん中のところが重点方針2019に書かれた内容でございます。真ん中の一番上のところですが、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上ということで、右側に今後の取組を書いてございますが、昨年10月に全都道府県設置という目標を前倒しで実現したというような状況もございまして、今後は質の向上にどう重点的に取り組んでいくのかというフェーズに立っているところでございます。

3億円要求させていただいている中で3点、①~③を書かせていただいておりますが、24時間対応化というところで、現在、20の都道府県で24時間化対応できておりますけれども、そういった24時間化するところに取組加算ということで交付金を上乗せして交付していきたい、拡充していきたいと考えております。

③のところでございますが、拠点となる病院の整備ということで、今、全国で12の都道 府県で整備に至っておりますけれども、ここも引き続き取組加算という形で重点的に支援 してまいりたいというところでございます。

②のところでございますが、今回、ここが国会でも指摘を受けまして新規に書かせていただいているものでございますが、非常に支援員、相談員の方々、待遇がよくないということで処遇の改善。それから、47都道府県に設置し終えたということで、これからどう質の向上をしていくのかという点について、コーディネーターだったり、あるいはスーパーバイザーだったり、そういったところの人件費をしっかりと積んで支援を充実させていきたいと考えております。

真ん中のところに戻っていただきますと、ワンストップ支援センターにおける支援の実態、課題の把握、体制強化に向けた調査研究というところでございます。 4 次計画におけ

る成果目標が達成されたということで、5次計画において新たな成果目標をどのように設定していくのか。そのためのエビデンスといいますか、実態把握のための調査という位置づけでございます。

右側のところ、アンケート・ヒアリング調査等を今年度から既に実施しているところで ございます。

先ほど少し申し上げましたが、共通ダイヤル化、コールセンター導入のための調査というところも来年度、新規にやっていきたいというように考えております。

SNS、メールを活用した相談、そういった先進的な取組をやっているところに対しても交付金を活用していただきたいというように考えております。

一番下のところでございますが、児童の性虐待対応との連携強化というところでございます。これが今年3月の児童虐待防止対策の抜本的強化、閣僚会議決定の中に盛り込まれているものでございますが、ワンストップ支援センターを対象とした性虐待や連携事業に係る研修。研修の対象と内容の充実を図るということと、あとワンストップ支援センターと児相との連携の好事例を収集して全国展開を図っていきたいと考えております。

5ページ目まで飛んでいただきたいのですが、DV対策でございます。真ん中のところ、 重点方針2019、同じくここもやはり新たに今回盛り込まれたものとして児童虐待対策との 連携協力の強化というところがまず書かれているところでございます。

今後の取組としまして、改正DV法におきまして連携強化ということで関係機関に児童相談所が明記されたということも踏まえまして、その具体的な連携のあり方をDV法に基づく基本的な方針の中に具体的に書き込んでいく作業を今後、こちらの調査会の委員の方々の御意見も伺いつつ進めていきたい、今年度中に作業を終わらせていきたいと考えております。

配暴センター、民間シェルター、児童相談所等を対象とした研修の充実。これによりまして、相談対応力を向上させていくということだったり、ここには書いていないのですけれども、DVセンターと児相との連携の取組事例集だったり、支援センター向けの手引きの改訂というようなところも着手していきたいというように考えております。

女性に対する暴力をなくす運動でございますが、これは11月からということなのですけれども、今回につきましては児童虐待防止推進月間、これも11月ということで連携した取組をやっていきたいというように考えております。

上から2つ目、民間シェルターに対する支援の拡充でございます。先ほど少し触れましたけれども、民間シェルターのパイロット事業という形で、今年度、新規予算要求をしていきたいと考えております。

資料6ページ目でございます。民間シェルターに対する支援に係るパイロット事業概念 図ということで、公的シェルターにつきまして後ほど厚労省さんから言及があるかと思い ますけれども、公的シェルター、婦人相談所を中心に支援を行っているところでございま すが、なかなか公的機関での一時保護につながらないケースというところが支援ニーズに 応え切れていないところもあるというところで、本人の同意が得られないなどというところで、民間部門で受け皿になっている部分が幾らかある。そういった意味で、非常に重要な社会資源である一方で、先ほど申し上げました公的支援が十分でなく、存続が困難な状況にあるということで、パイロット事業として先進的な取組、①~⑤に書いてあるような内容について支援を行っていきたいというものでございます。

7ページ目を御覧いただきますと、具体的な事業内容が書かれてございます。配偶者からの暴力被害者等保護・支援交付金という形で都道府県・政令市、市町村を対象にいたしまして、先駆的な取組①~③、受け入れ体制整備ということで母子一体型で受け入れるための改修経費だったり、専門的個別支援を要する経費ということで心理専門職の配置だったり、ネットワーク構築あるいは切れ目ない総合的支援に要する経費ということでステップハウス等の自立に向けた支援だったり、それらの推進に係る基本経費について調整中でございますけれども、こういったところ、まずは実験的に10分の10、国が補助を出しまして、数年間実施の上で将来的には何らか交付金化していくというようなところを考えていきたい。一応、今のところ、3年程度、モデル事業をやるのかなということを検討しているところでございます。あわせまして、このパイロット事業、毎年、効果検証、事例調査もやりまして制度内容の改善には不断に努めてまいりたいと考えております。

一応、御参考までに9ページ目以降でございますが、片山大臣の下に置きました民間シェルター支援のあり方検討会、私的懇談会というものを立ち上げまして、今日、まだ来られておりませんが、この調査会からは原委員に御参画いただいていましたけれども、4回会議を開きまして報告書ということで10ページ目、11ページ目にあるような内容の報告書をまとめたという形。ここで民間シェルターの基盤強化、対応力の向上ということでパイロット事業の内容を重点方針2019あるいは骨太方針に盛り込んだ上で、今回の概算要求につながったという形になってございます。

5ページ目にお戻りいただきまして、真ん中あたり、民間シェルターのところ、パイロット事業の実施ということと民間シェルターのネットワーク強化ということで、今、民間シェルターの全国組織としてはシェルターネットがございますけれども、そういったところに対する研修等のネットワーク強化に係る経費を計上しているところでございます。

その下の加害者更生プログラムのあり方の検討ということでございます。これにつきましても8ページ目を御覧いただきますと、今回の児童虐待防止対策関係の法改正の中の検討条項が書かれてございまして附則第8条の第2項でございますが、加害者更生のための指導、支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずる、3年目途の検討条項というものが盛り込まれてございます。

ということで、今年度から既に加害者更生プログラムの実施基準作りのための調査研究に着手しているところでございます。今日、お越しの中村先生にその調査会の座長を務めていただいているところでございます。なかなか1年間で結論は出ないと思いますので、今年度、来年度にかけて実施基準、具体的な仕組み作り、実践的な仕組み作りというとこ

ろに検討を進めてまいりたいと考えております。

市町村における配暴センター設置促進の働き掛け、その下でございますが、今回の改正DV法の施行状況を踏まえた今後のあり方の検討ということで、これも先ほどの8ページ目をもう一度ご覧いただきますと、改正法の附則第8条の第1項でございます。これも3年見直しの検討条項という形で、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態、それから、保護命令の対象となる被害者の範囲の拡大、いずれも基本的に身体的な暴力に限定がかかっているのですけれども、そこを広げていくのかというようなところについて検討するという形になってございます。これらの検討状況につきましては、本調査会の委員の先生方の御意見も伺いつつ進めていきたいというように考えております。

一番下のところでございますが、3年に一度やっております、いわゆる男女間調査です。 これは来年度当たり年になりますので、これが8回目の調査になりますけれども、こういったところの予算計上をさせていただいているところでございます。

12ページ目なのですけれども、これらの施策の裏づけといいますか、前提となる基礎的なデータ、配暴センターにおける相談件数調査でございます。新しいデータ、昨年度、30年度のデータが間もなく公表ということですので若干紹介をさせていただきたいと思っております。

12ページ目の「1.相談件数」でございますが、総数が11万4481件、うち女性が大体98%となっております。

1 枚紙で内訳の訂正紙を配付した方を見ていただきたいのですけれども、1 ポツの(2) 施設別の相談件数でございますが、一番多いのはその他というところなのですが、都道府県、市町村の男女間で直接受け入れられているのが四万三千何件ということで4割弱、その次に多いのが婦人相談所で3割ちょっとという形になってございます。相談の種別でいいますと、来所相談が大体その3割ぐらい、電話相談が67%、66%ぐらいという内訳になってございます。

元の資料にお戻りいただきまして13ページ目でございます。相談件数、先ほど申し上げました11万4481ということで大体8,000件ほど増えているところでございます。その内訳を見ている都道府県別でございますが、大体、埼玉、千葉、東京、神奈川、ここのところで増分の9割をカバーしているという形になってございます。新規のセンター開設がここ4カ所ぐらいあり、既存のセンターでの体制強化というところで、東京中心としたところで相談件数が増えているという状況でございます。

14ページ目、経年比較になってございます。直近のデータ、11万4481ということで、ここ最近、3年ぐらいは横ばい、ないし微減だったのですけれども、今回、そういった意味で過去最高を記録したというところ。少なくとも高い水準で高止まりの状況にあるということは言えると思うのですけれども、緩やかに増加傾向と言えなくもないのかなというところ。センターによっては結構増減が年によって大きなところもあり、一時的な要因で増える、減るというところもありますので、そういった意味では一貫して増えていると言え

なくもないのかなという、ここがまた先生方の評価というところを聞かせていただければ と思っております。

2が警察における相談件数、3が婦人相談所の一時保護件数、4が保護命令の既済件数という形になってございます。

参考まででございますが、17ページ目でございます。今年の6月に重点方針2019を決定した際にあわせて関係府省連絡会議の開催を決めたところでございます。DVを初めとする多様な困難に直面することによって社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援、こういった支援の充実などを政府一体となって推進するために開くというものでございます。議長が古谷官房副長官補、関係府省の局長級で構成されるものでございます。

最後のページをおめくりいただきまして、この関係府省連絡会議の検討の論点でございますが、そういった相談支援に係る既存の体制・機関の現状把握、連携のあり方、支援策の充実ということで民間シェルターあるいは婦人保護事業の必要な見直し、こういったところについて議論を進めていきたいと考えております。一番下のところ、今年中に政策パッケージの取りまとめを行いたいと考えております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○小西会長 色々御意見や質疑、あろうと思いますけれども、御質問は全部の各省庁から の御報告が終わった後で時間をとってございますので、そのときにまとめていただければ と思います。内閣府、ありがとうございました。

続きまして、警察庁からお願いいたします。

○警察庁 警察庁からは、施策の担当がそれぞれ分かれておりますので、担当課からそれ ぞれ説明させていただきます。

まず私は捜査第一課の横瀬と申します。よろしくお願いいたします。

当課は性犯罪の捜査を担当しておりまして、重点方針2019に基づき、令和2年度予算概算要求を行っている施策としましては、犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究。こちらは総括表の通し番号2番でございます。それと性犯罪捜査における適切な証拠保全ということで通し番号12番の2つの施策が該当いたします。

まず、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究について、御説明いたします。

こちらは警察庁の説明資料の中には資料はございませんが、平成29年の改正刑法審議時に衆議院及び参議院の附帯決議におきまして、性犯罪被害者の心理を踏まえた対応に係る心理学的知見等について調査研究を推進し、これらの知見を踏まえた研修を行うこととされたことを踏まえまして、性犯罪被害者の心理と警察官の対応に係る調査研究を行っております。現在、被害者等からのアンケート調査の結果の集約、分析等を進めているところでございまして、令和2年度の予算につきましては、これらのアンケート調査の分析、取りまとめのための費用となります。

次に、性犯罪捜査における適切な証拠保全について御説明いたします。

こちらは資料の2ページを御覧ください。性犯罪捜査におきましては、可能な限り早期に必要な証拠を保全することが重要となりますが、このための証拠採取キット等を警察署等に整備しているところでございます。特に薬物の使用が疑われる性犯罪については、薬物が体内から排出される前に証拠資料を採取して鑑定を行う必要があるため、被害者等の同意を得て可能な限り速やかに採尿や採血を実施するよう、各都道府県警察に指示しているところでありまして、令和2年度につきましても性犯罪捜査における適切な証拠保全のために必要な予算を要求しております。

捜査第一課からは以上でございます。

○警察庁 続きまして、警察庁給与厚生課の佐久と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

私からは、警察庁の説明資料3、通し番号11、性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用について御説明いたします。

第3次犯罪被害者等基本計画におきまして、性犯罪被害者支援の充実に関し相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられたことを踏まえまして、警察庁としては平成29年度から新規に予算措置を行いまして、性犯罪被害者の方々がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」(ハートさん)を導入しております。この「#8103」につきましては、本年4月、全ての都道府県警察において24時間運用を開始しておりまして、さらに7月には「#8103」を通じてつながる各都道府県警察の性犯罪被害相談電話の無料化を実現したところでございます。

また、「#8103」の国民への更なる周知を図るため、政府広報と連携した取組を進めているほか、平成31年度予算において必要経費を確保するなどして、「#8103」の広報啓発の推進に努めております。警察庁におきましては、引き続き性犯罪被害者の方々がより相談しやすい環境を構築するため、「#8103」の適切な運用に努めてまいります。

以上です。

○警察庁 続きまして、警察庁少年課の櫻井と申します。

私からは、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された子供の性被害防止プランに基づく対策につきまして、警察庁の取組を御説明させていただきます。

今の給与厚生課から説明があった際に用いていた資料の続きになるのですけれども、資料3の3ページ、通し番号でいきますと17番の子供の性被害に係る対策をご御覧ください。

子供の性被害をめぐる情勢につきましては、2に記載がございますけれども、児童ポルノ、児童買春事件の検挙人員やSNSの利用に起因して性被害に遭う児童数が増加傾向にあるなど、憂慮すべき状況にございます。平成29年4月には、先ほど申しました子供の性被害防止プランが策定されたところです。このプランに基づきまして、関係機関、団体と連携しながら、子供の性被害撲滅に向けた取組を引き続き推進しているところであります。

警察庁におきましては、現在、児童が性被害に遭うことがないよう、平成30年度の予算

で作成をしたリーフレットや動画を利用した広報啓発活動を推進しているほか、令和元年度の予算で最近の被害事例をさらに盛り込んだ広報啓発資料を作成しておりますので、そちらも用いて広報啓発を進めているところでございます。

令和2年度予算におきましても継続的に広報啓発等に係る予算を要求しておりまして、 小学生児童におけるスマートフォンの利用が広がっていることを受けまして、小学生児童 がスマートフォンを安全に利用するための被害防止教室モデル授業のための予算を要求し ているほか、SNSにおける児童の性被害等を防止するための取組のための予算についても要 求しているところでございます。

私からは以上です。

○警察庁 警察庁生活安全企画課の総崎と申します。

私からは、ストーカー事案対策について御説明いたします。

警察庁の説明資料、4ページを御覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、ストーカー事案の現状について申し上げますと、平成30年中のストーカー事案に係る相談等の件数は2万1556件と高水準で推移しているところでございます。この種の事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高く、国民の安全で安心な生活を脅かすものであり、対策の一層の強化が必要であると認識しています。

警察におきましては、こうした現状を踏まえまして、体制を確立してストーカー事案への対応を強化するとともに、平成28年12月に成立した改正ストーカー規制法を効果的に運用しているほか、29年4月に改定しましたストーカー総合対策に基づき、関係省庁とも連携した取組を推進しているところでございます。

続いて、具体的な取組として、令和2年度概算要求について御説明いたします。予算の 通し番号で申しますと43、46関係になります。

令和2年度予算におきましては、被害の未然防止のため、ストーカー予防のための教育 啓発として、高校生や大学生等に配布するパンフレット等の作成経費とともに、現場にお ける迅速・的確な対応による被害者の安全確保のため、情報通信基盤の機能強化として、 データ端末の照会機能の強化のための経費を要求しております。

また、被害拡大防止のため、被害者等の一時避難の支援として、ホテル等宿泊費用の公費負担のための経費、そして、被害者の安全確保のための資機材の整備としてストーカー被害者へ貸与するためのカメラシステムの整備のための経費を要求しております。

このほか、再発防止のため、ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携として、 精神科医療機関等からストーカー加害者への対応に係る助言を得るなどの取組を行うため の経費を要求しております。

ストーカー事案対策の関係では以上でございます。

- ○小西会長 ありがとうございました。
 - 続きまして、法務省からお願いいたします。
- ○法務省 法務省でございます。

説明者は順次交代しながら御説明させていただきます。

まず、私、大臣官房秘書課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。

法務省におきましては、刑法一部改正法附則9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3 年後検討に向けた調査研究を行っておりまして、この取組状況について、本年4月、この 会議で御報告させていただいて以降の取組を中心に御説明させていただきます。

まず、お手元の資料4の1枚目「『性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための 施策の在り方』を検討するための調査研究について」という資料をご覧ください。

この資料の1、性犯罪被害者の心理等についての調査研究の心理学的・精神医学的知見 等についての調査研究についてでございます。

この調査研究につきましては、現在、内容の最終的な取りまとめを行っているところですが、これと並行しまして、本月、専門性向上研修という検察官を対象にした研修におきまして、その概要を講義で使用するなど、使用を開始しているところでございます。今後もこのような研修等を通じまして捜査・公判等の実務にその知見を活用してまいりたいと考えているところです。

続きまして、2の性犯罪等被害の実態把握のための調査研究の第5回犯罪被害実態(暗数)調査についてでございます。

法務省におきましては、平成31年1月から性犯罪被害の暗数を含む犯罪被害の実態の調査及び集計を行ってまいりました。性的な被害に関する調査結果につきましては、近く、その取りまとめを終えまして法務省ホームページで公表する予定でございます。

続きまして、3の性犯罪者に対する多角的な調査研究についてです。

現在、性犯罪者に対する処遇プログラムの効果検証を行っているところでございまして、また、資料4には記載はございませんが、本年8月、法務省におきましては外部有識者を構成員とする性犯罪処遇プログラム検討会を設置しまして、刑事施設や保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについての検討を開始いたしました。

続きまして、省内の実態調査ワーキンググループにおけるヒアリングの実施状況について御説明させていただきます。

法務省におきましては、刑法一部改正法附則9条に基づきまして、施行後3年を目途に 実施する施策検討に資するよう、実態調査ワーキンググループを設置しまして、性犯罪被 害者や専門家等からヒアリングを行っております。

資料4の先ほどのものの裏側に「『性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ』の活動状況について」というものがございますが、前回、この会議で御説明させていただいた以降、本年5月及び本年7月に性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家の方から、また、昨日開催しました会合におきましては、性犯罪被害に遭われた障害者の御家族や支援団体の方から、それぞれヒアリングを実施したところでございます。一連の調査研究は着実に進めておりまして、今後、取りまとめに向け、さらに各種の調査研究やヒアリングを進めてまいりたいと考えております。

以上が性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査研究の取組状況についてでご ざいます。

○法務省 刑事局の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、子供の性被害防止プラン、児童の性的搾取等に係る対策の基本計画に基づく 対策の推進について御説明いたします。なお、資料はございません。

児童に対する性暴力を含む児童虐待の事案におきましては、児童から事情聴取を行うに当たり、児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、児童の記憶が汚染されることを防止して信用性の高い供述を得る必要があります。そのため、検察庁におきましては、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携を強化し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組、代表者聴取を積極的に実施しております。

平成27年10月から平成30年の上半期までの間に、法務省が把握している限りではありますが、児童が被害者等の事件について1,800件を超える代表者聴取を実施しており、平成30年度は上半期のみで699例実施されているなど、実務に着実に定着してきております。このような取組に適切に対応するために、児童聴取室の設備や人的体制等の整備を図るのに必要な予算を計上しております。

具体的には、他機関と協力して代表者が児童の聴取を実施するための経費といたしまして、代表者が聴取している様子を他機関が別室でモニタリングしながら、必要な聴取事項をリアルタイムで伝達するための設備を整備する経費や、児童の特性等を踏まえた取調べ技法を習得させるための経費といたしまして、検察庁に講師を招いて講義を実施するための講演謝金等でございます。

法務、検察におきましては、引き続き児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた 関係機関の連携強化のため、代表者聴取等の取組を進めてまいります。

以上です。

○法務省 人権擁護局付の関口と申します。よろしくお願いします。

私からは、「女性の人権ホットライン」、子供の人権問題に関する取組について、御説明いたします。

まず「女性の人権ホットライン」についてですが、説明資料の4枚目を参照いただければと思います。配偶者やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、SNS等を通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害、ストーカー被害等が大きな社会問題となっておりますが、これらの被害の拡大防止のため、女性や子供の人権に関する相談体制を整備するとともに、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のために、女性や子供の人権に関する広報啓発活動を実施する必要があります。

そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50カ所の法務局、地方法務局に設置し、人権擁護員や法務局職員

が女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じております。相談においては、婦人相談所の紹介や性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っています。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中の7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、同期間中は平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じています。

続きまして、資料の3枚目を参照いただければと思いますが、同様に全国の法務局、地方法務局に子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」やインターネット人権相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」を設置しているほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」の配布を行っていることに加え、若年層における主なコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況を踏まえ、LINEによる人権相談の試行を実施するなどして、子供が相談しやすい相談体制の整備に努めております。

これらの相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には人権侵犯事件として調査し、警察や児童相談所、婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じています。

広報啓発活動におきましては「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を 強調事項として掲げ、DV防止や児童虐待防止をテーマとした啓発ビデオの配信等、各種啓 発活動を行っているところです。これらの施策について令和2年度においても引き続き予 算を確保し、継続して実施できるよう努めてまいります。

○法務省 法務省の司法法制部でございます。

当部は日本司法支援センター、通称、法テラスを所管してございますので、法テラスの 施策を御報告いたします。

法テラスにおきましては、平成30年1月24日に施行された改正総合法律支援法に基づいて、ストーカーやDV等の被害者に対する法律相談援助を実施しております。資料は5ページでございます。

この制度は、現にストーカーやDV等の被害を受けている疑いがあると認められる方々に対して、弁護士が被害の防止に必要な法律相談を実施するものでございます。ストーカーやDV等といった事案は深刻な再被害に発展する危険性が大きく、通常の法律相談援助と同様に事前の資力審査を行って資力に乏しい方のみを対象としておりますと緊急の相談に対応することが難しいため、まずは取り急ぎ、事前の資力審査を経ることなく、有資力者は後日、相談料を御負担いただくこととして迅速に法律相談を実施できるようにした点、また、民事に関する相談だけでなく、例えば被害届の提出についての御相談など刑事に関する相談も行えるという点に特徴がございます。引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

法務省からは以上です。

○小西会長 ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

順次、担当部局から御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに雇用環境・均等局より、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対策について、御説明いたします。

資料は資料5の通し番号26をご覧いただきたいと思います。

セクシュアル・ハラスメントの対策につきましては、今回、均等法が改正されております。改正法全体につきましては、通し番号の26のページにありますように、女性の活躍の推進、それから、ハラスメント対策の強化ということで関連法を一括審議し、成立の後、この6月5日に公布をしているところでございます。

ハラスメント対策の強化ということでは、2の(2)にありますように労働施策総合推 進法を改正しまして、パワハラの防止対策、こちらを法制化しております。

セクシュアル・ハラスメントに関しましては(3)、青い枠組みのところでございますが、防止対策の強化ということで、セクハラに起因する問題につきまして、国、事業主はもとより、労働者の責務も今回明確にしております。労働者におきましても、性的言動問題に関心と理解を深め、言動に必要な注意を払うよう努めなければならないということを明記しております。

また、不利益取扱いの禁止ということでは、②にありますように、セクハラについて事業主の相談したことを理由とする事業主による不利益取り扱い、こちらを禁止しているところでございます。

このセクシュアル・ハラスメントの施行でございますけれども、一番下にあるように、 公布日から起算して1年を超えない範囲内ということになっております。令和2年度に施 行ということになってございます。省令、指針につきましては、現在、労働政策審議会で 議論をいただいているところでございます。

この改正された内容あるいは現状を踏まえまして、今年度、さらに令和2年度、事業を 展開していくことにしておりますが、それにつきましては、その次のページの総合的ハラ スメント対策を見ていただきたいと思います。

セクシュアル・ハラスメントの相談ですが、平成30年度、全国で7,600件、非常に多い状態が続いております。課題ということで対策の中ほどの真ん中にありますけれども、均等法あるいはセクシュアル・ハラスメント対策につきまして事業主に対して周知が十分行き渡っていない、あるいは被害に遭った労働者の方や企業に対する相談支援体制、これをさらに充実していかなければいけないというように考えてございます。

そこで、展開する事業の概要が2ページの下の方にありますが、幾つか御紹介させていただきますと、まずハラスメントの撲滅対策の全国集中実施ということで、これは今年度から実施をすることにしておりまして、12月を撲滅月間と位置づけまして、中央でシンポジウムを行うほかに、各労働局におきまして事業主に対する説明会あるいは労働者向けの特別相談窓口を開設することにしております。

また、相談の迅速な対応ということではⅡのポツの1番目になりますけれども、フリーダイヤルによる相談窓口を開設し、平日の夜間、土日も対応することにしておりまして、さらにメールの相談なども行うということで、これは既に展開をしているものでございます。

Ⅲにありますように中小企業に対する支援というのが非常に重要かと思っております。 ○の一番上、個別企業訪問による支援。これは社労士などの専門家がハラスメント対策の 取組についての具体的な手法について訪問してアドバイスをする事業です。また、相談支 援事業としましては、中小企業の中で、なかなか社内で相談をしにくいという声も聞きま すので、外部相談窓口を委託して事業展開するといったことも考えております。さらに、 周知広報としまして学習支援ツールの開発、提供。こちらはポータルサイトにアクセスを して労働者の方が行為者とならないようにするためにという研修教材でございまして、自 ら学習していただく、そういったツールの開発も考えております。

下線のところが新規事業ということで、令和2年度、新たに事業を拡大しまして予算も 増額要求することにしております。予算の要求額につきましては、2ページの右肩上にあ りますように、この金額で要求をしているところでございます。

雇用環境・均等局からは以上でございます。

○厚生労働省 続きまして、子ども家庭局家庭福祉課の母子家庭等自立支援室から御説明 いたします。

資料の3ページですが、通し番号39、重点方針の該当としては婦人保護事業の見直しの検討についてです。この婦人保護事業の見直しの検討につきましては、昨年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催しておりまして、この中で構成員の方々の意見を取りまとめているという状況になっております。

これまで8回の検討会を行っておりますが、検討会開催経過の第5回のときに中間的な 論点の整理という形で、その際に通知改正、予算の要求等を通じて対応可能な事項は、厚 生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。いわゆる運用面とか 予算面、こうしたところを見直していくべきであるとされました。

第6回、第7回の検討会の結果を踏まえまして、15ページの次に参考資料1として婦人保護事業の運用面における見直し方針をつけておりますが、この方針を出しまして10項目につきまして、例えば1番でありますと他法他施策優先の取扱いの見直し、それから、一時保護委託の対象拡大と積極的活用、こうした運用面の見直しを行うという方針を出しまして、これに基づきまして令和2年度の概算要求を行っております。

また、第8回で、これまでの議論の整理としまして、たたき台という形で整理しておりますが、先ほどの運用面の見直しの5ページの次のところに参考資料2としておりますが、ここで今後、検討会の取りまとめを行う上でのたたき台を作成しております。具体的には4ページ以降ですが、婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方という形で困難を抱える女性を支援する制度の必要性であったり、5ページにあります新たな枠

組みの必要性、7ページには新たな制度のもとで提供される支援のあり方、9ページでは、これまで婦人保護事業が売春防止法を根拠としておりましたが、国及び地方公共団体の役割の考え方など、こうしたことについて。それから、10ページですけれども、民間団体との連携・協働のあり方、11ページでは関係する方々の教育啓発や調査研究あるいは人材育成等について、そして、12ページ、最後の方ですが、関連する他制度との連携のあり方、こうしたことについて、今後、取りまとめを行っていくという形で現在動いております。

予算関係につきましては、主なものが資料の4ページ以降、下線の部分が新たな部分になりますが、具体的な部分は6ページ以降になっております。まず、婦人相談員の活動強化という形で専門性の向上のために研修派遣のための研修受講旅費や代替職員雇い上げ費用の補助を行うこと。それから、7ページでは、婦人保護施設の退所者自立生活援助という形で集いの場の提供支援というのを新たに行っていきたいと考えております。また、運用面の見直しでも出てきましたが、婦人相談所におけるSNSの相談支援事業、これを新たに要求しております。

9ページでは、地域生活移行支援事業としまして、これは婦人保護施設に入所している 方々が地域に出る前の段階で、地域に出た後の生活のための訓練等を行うことになります が、そこに新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施す ることとしております。

10ページ、これはDV対応と児童虐待の対応の関係なのですが、婦人相談所等に児童虐待防止対応のコーディネーターを配置しまして、同伴児童のケアや他機関との連携などの調整を行うこととしております。

11ページでは、若年被害女性等支援モデル事業、これは平成30年度から行っておりますが、引き続き実施する予定です。

12ページで、DV被害者等自立生活援助事業、これは通し番号37になりますが、これまで モデル事業で実施してきたものを来年度から本格的な実施に切り替えていきたいというよ うに考えております。

以上となります。

〇厚生労働省 引き続きまして、同じく厚生労働省の子ども家庭局虐待防止対策推進室の 柳より、御説明をさせていただきたいと思っております。

児童虐待による子供の死亡については、昨年の目黒区の事件や、今年の野田市の事件など、背景にDVの存在等が指摘されているものもございます。そのため、今回、この6月に成立しました法改正の中では、DV対応と児童虐待対応の連携強化について、例えば規定としては、配偶者暴力相談支援センターについては早期発見の位置づけをお願いしたりですとか、逆に児童相談所については、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターとの連携強化に努めるという形での位置づけを今回しております。

さらに、法改正を踏まえてさらなる連携強化を図っていく必要があるということで、この重点方針の中には、主に検証の話とDVとの観点も踏まえたアセスメントの話の2点を入

れております。

1点目の検証の話については、今年の8月に出しております15次の報告を資料としてつけております。

1枚目が概要として、この検証の対象として、一昨年の29年度の部分で対象にして、この期間において発生した児童虐待により58例65人の方が亡くなったというものとなっております。

DVとの関係で申し上げますと、次のページをおめくりいただきまして、この検証の中で4つの事例についてヒアリングを個別にしております。その中で幾つか課題とその対応についてまとめているのですけれども、その中に出てくるもののうち、②の家族全体を含めたアセスメントという中の下2つの〇のところにDVと虐待との密接な関連を意識した対応を行うことですとか、DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討することといったことも書いておりました。

また、さらに、これらを含めて第1次から第15次の報告を踏まえて地方自治体等に子供の虐待による死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイントというのを次のページでポイントとしてまとめております。

色々と養育者の側面ですとか子供の側面ですとか生活環境の側面、縷々書いておりますが、養育者の側面においても養育者がDVの問題を抱えているというのは真ん中から少し下の方に行ったところに記載しておりまして、自治体にこういう点についてはリスクとしてきちんと捉えて留意すべきだということをお知らせしております。

また、資料にはありませんけれども、児童虐待だけではなくてDVの観点を持ったアセスメントというのは現在、調査研究を行っておりまして、本年度の中でさらにアセスメントをどのようにやったらいいかというようなことも出せたらよいと思っております。

以上になります。

○小西会長 ありがとうございました。

以上で関係省庁からの説明を終わります。

ここで、先ほどまだいらっしゃっていなかった古瀬課長がいらっしゃったようですので、 御紹介をお願いいたします。

- ○古瀬推進課長 すみません、遅くなりまして恐縮です。推進課長に着任しました古瀬と申します。よろしくお願いいたします。
- ○小西会長 ありがとうございました。

大変盛りだくさんの説明で、特に虐待との関連、これが今年度、大変言われたことで、 それに関連して非常に広がった形で予算請求の内容の御説明があったと思いますけれども、 これまでの説明に関して御意見や御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたし ます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

内閣府と厚生労働省に質問がございます。

内閣府のDVの相談件数なのですけれども、全国で、もしかしたら相談件数についての数え方が違っていたりしないでしょうか。というのは、たまたまこれは私の経験で気がついたのですが、私が勤めている男女センターは配暴センターの業務を一部担っています。一方、女性センターとしての一般相談もやっております。女性センターとしての一般相談の方にもDVの相談が入ってきます。しかし、市に報告する件数は配暴センターとして受けた件数のみを報告するように求められています。

しかし、私の知人が働いている東京のある特別区の男女センターでは、そこのセンターは配暴センターの機能をやっていないということですが、そこに入ってきたDVについての相談も区には相談件数として報告を上げているということなのです。そうしますと、自治体によって件数の数え方が違うということが起こっているのではないかと思いまして、ただ、そこは是正すると統計の連続性の問題が出てしまうのですが、やはり統一しないとまずいのではないかということは一つ意見というか御質問です。

2点目は、厚生労働省の方で先ほど婦人相談所に児童虐待のコーディネーターを配置されるというお話がございましたが、逆に児童相談所のほうにDVについてのことがわかる専門家を配置するといったようなことはなされないのでしょうか。

以上です。

- ○小西会長 それでは、内閣府からお答え願えますでしょうか。
- ○杉田暴力対策推進室長 納米委員からいただきました配暴センターの件数調査の件でございます。この調査の対象そのものは、おっしゃるとおり配暴センターに対する調査でございますので、配暴センター機能を持っていない女性センターが一般相談の中で受け付けたものは対象から外れるという扱いをとっているところでございます。

ただ、しかしながら、幾つかの自治体から聞いたところですと、配暴センターが一旦受けた相談について、例えば訪問してまた相談をするようなケースで配暴センターではない女性センターだとか、管内の相談員を紹介するというケースはあるというように伺っております。

そういったものにつきましては、一応、配暴センターを結節点として、配暴センターの ある意味、管轄下のもとで相談対応を受けたものという整理もできなくはないだろうとい うことで今回対象には加えている部分はございますが、いずれにしても、そのあたりのと ころの精査というのは今後もしていかないといけないところではあるのだろうと思ってい ますので、そこのところは注視していきたいと思っています。

- ○小西会長 それでは、厚生労働省、お願いいたします。
- ○厚生労働省 ありがとうございます。

DVとの関係で言うと、先ほど少し申し上げたようにアセスメントですとか、また、内閣府で研修をやっていらっしゃるという話も聞いていますので、その中できちっとそういう観点も捉えたケース対応というのを行えるようにしていこうと思っております。

また、現在、児童相談所の方で言うと、相談に対応する児童福祉司をまず増やしていかなければいけないところになっていますので、今はそこのところをきちっと増やしていくという対応をとらせていただいている局面ということかなと思います。

- ○小西会長 よろしいですか。児相の方をまずとにかく早く整備するという。
- ○厚生労働省 児童福祉司。
- ○小西会長 ごめんなさい。児童福祉司さんをということですね。 では、他に。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 御説明ありがとうございます。

順番に行きます。内閣府の先ほどの相談件数、これから数え方の精査をされるということだったのですけれども、年齢構成といいますか、被害を受けやすいのは若い世代だと思うのですが、若い世代の人口は減っていっていると思うのです。年齢構成として全ての年齢で相談件数が横ばいなのか、何が増えて何が減っているか、そのDVの被害者の質というものの評価がもしわかれば、あるいはなければ今後の検討課題としていただきたいと思います。

今、あと児相と女相の連携の話が出たので、そちらのほう、厚生労働省の方にお聞きしたいのですけれども、全国を見ますと15都道府県では児相と女相あるいは配暴センターが同じ建物の中で同じ組織として動いていると思います。あるいは児相に配暴センター機能をつけていると思うのです。今回の事案をめぐって連携強化というのを誰もが言っているところなのですが、全く別組織として動いているところで連携をとるということと、全く同じ施設にあるのと動きは違うと思います。

一緒にできている都道府県があるからこそ思うのですが、一緒にできないのは根拠法が違うという理由があるのではないかと思うのですけれども、児童相談所と婦人相談所あるいは配暴センターの機能を持つ婦人相談所、それから、例えば京都府などを見ますと精神保健センターがついているのです。DVの被害を受けている人たちは間違いなくトラウマがあるわけでして、そういう意味で、その後、長い支援が必要というときに、やはり精神からの寄り添いも必要ということになりまして、そういう機能を全て併せ持つところが非常にいい支援の仕方をしていると思います。

なので、形としましては、1人ずつ支援員を配置するのではなくて、児童相談所、そして、婦人相談所の機能を同じ組織の中に変えていくというところを今後検討していただきたい。何が問題でそれができないか。できている都道府県はなぜできているか、その違いがわからないものですから検討いただきたいと思います。

同じように市町村でも子家センの形で家庭全体を支援していると、気がかり児童も入ってくる。それから、市町村ですから要対協もその中にあるということで、入り口がDVであれ、気がかり親子であれ、若年妊娠であれ、あるいは子供からのサインであれ、何であれ情報が入ってくる窓口があるから検討もできる。市町村でそういうものはできているとこ

ろもあるのですが、法的な立付けの問題であれば問題提起をぜひしていただきたいと思います。

○小西会長 それでは、今、全体の中で、まず厚労省に伺うということでいいですか。お 願いいたします。

○厚生労働省 具体的にどのような立付けにするか、組織を同じにするか、例えば今、おっしゃっていただいたように建物を同じにするか、そういったところは自治事務の中で基本的に都道府県ですとか各市町村の方で対応していただくということだと思っています。こちらとしては、今、御紹介いただいたところも含めてよい取組がありましたら、こういったものがあるのだよというのを自治体にもお示しをしながら取り組むことだというように思っておりまして、勉強させていただきたいと思っております。

○小西会長 よろしいでしょうか。

それでは、次、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 発表ありがとうございました。

私は社会学で男性学もやっていますもので、データとして幾つかお聞きしたいことが警察庁と法務省の方にあります。例えば警察庁御説明資料の一番最後のところですが、ストーカー事案、配偶者暴力事案のもし被害者、相談者の男女比がわかれば教えてほしいというのと、これはわからないかもしれませんが、加害者が男性・女性、男性・男性、女性・男性、女性・男性、女性・女性という内訳がもしあれば教えていただきたいというのが一つでございます。

あと同じく法務省さんへの質問なのですが、強姦罪が強制性交等罪に変わって以降、男性も被害者になり得る改正になったと思うのですけれども、変わって以降、男性が被害者となって起訴等をされたり裁判になった事例というのは、もしわかればで構わないのですが、存在しているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○小西会長 それでは、まず警察庁からお願いいたします。
- ○警察庁 御質問ありがとうございます。

ストーカー事案の被害者、加害者の状況でございますけれども、被害者の性別につきましては、先ほど申し上げました2万1556件のうち、男性被害者が2,607名、女性被害者が1万8949名ということで、男性12.1%、女性87.9%となっております。

また、加害者に関してですけれども、加害者の性別、先ほどの2万1556件の内訳としましては男性が1万7693名、女性が2,648名、割合で申し上げますと男性加害者が82.1%、女性加害者が12.3%となっております。

なお、加害者の方は当然ながら性別がわからないというものがございまして、1,215名わからないとなっておりますので、内訳は5.6%、不明というものがございます。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いいたします。

○法務省 では、法務省からお答えいたします。

刑法改正後の規定の施行状況についての調査はしております。御指摘のありましたとおり、強制性交等罪については男性も被害者になり得るということになりまして、その調査ですけれども、平成29年7月13日から平成31年1月31日までの約1年半のものに関してですが、強制性交等罪、これは準強制性交等罪、各罪の致傷を含みますが、その罪名で裁判の審判の対象の事実の中に肛門性交、口腔性交を含むものとして被害者が男性である事件で起訴されたものは件数としては16件、人員としては15名という結果になっております。

- ○山田委員 ありがとうございます。
- ○小西会長 よろしいでしょうか。 それでは、阿部委員、どうぞ。
- ○阿部委員 厚生労働省の方にお聞きしたいのですけれども、ハラスメントについては、 4つの法律に改正がなされたと思うのですけれども、それぞれの法律をネット等で調べれ ば、改正項目が、この説明にあるように明確にわかるようになっているのでしょうか。

というのは、根拠法を聞かれたときに、そういうふうに調べればいいのかどうかという ことが1点。

もう一点あるのですけれども、DV法と児童虐待の関係でいいますと、私もシェルターの 運営をやっておりまして、かなり以前から性虐のお子さんを同伴でやってくる場合には、 お母さんの気が変わって、やはり戻りたいというときに、お子さんを連れて必ず帰るとい うことになってしまうので、どうしようかということで、随分相談をしまして、児童相談 所の方に通報して、児童相談所が必ずカンファレンス、支援検討会議に出席してくださる ようになりまして、お母さんに、ある意味で最後通告ではありませんけれども、あなたが 帰るのはいいけれども、お子さんは帰しませんという形で、児童相談所の方がお子さんを 守る形になったのですが、そのことを不断に、当たり前に行われるようにはなってきてい るとは思うのです。

そういった意味で、今度は逆に、児童相談所の方から親御さんがDVなのかどうかという情報は、ある意味で全く入ってこなかったのですが、今回、やはり、お互いに共有し合うということになると、それぞれの支援の会議の場に関係者がお互いに参加しようというところから、まずやれるところという意味では始められるのではないかというふうに思いますので、できるところからということでは、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

- ○小西会長 それでは、これは御意見、でも、先の方がありますね。
- ○厚生労働省 御指摘いただきましたとおり、ハラスメントにつきましては、セクハラ、マタハラ、パワハラとありまして、それぞれ根拠法が、均等法、育児介護休業法、労働施 策総合推進法とございます。

これらの法律の中身について、現在、厚生労働省のホームページでどのように開示しているかというのを確認した上で、ここを見ていただきたいということをおって御連絡させ

ていただくようにしたいと思います。

- ○小西会長 後の方は、どうですか。意見ということでよろしいですか。
- ○阿部委員 はい、意見です。
- ○小西会長 では、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に可児委員から、お願いします。

○可児委員 私からは、内閣府への質問と、厚労省への質問が1つと意見が1つです。

内閣府に対しての質問です。通しページの15ページのところの、婦人相談所における一時保護件数のデータですが、ここの婦人相談所というのは、県の婦人相談所だけの数なのか、それとも市町村のものも含んでいるのかというのを教えていただきたい。

それから、一時保護委託の件数も入っているかどうかというのを教えていただきたいと 思います。

厚生労働省に関しての質問は、皆さんからも出ていましたが、配暴センターへの児童虐待のコーディネーターの配置に関してです。どういった方をコーディネーターとして配置することを想定しているのかということを教えていただきたい。

それから、厚労省に関しての意見ですけれども、DVを意識しない形での児相の対応によって、事態が複雑化してしまうケースがあります。市町村がDVだということで保護して警察につないだ。警察が児相につないだところ、児相が子供だけを保護してしまい、女性相談センターからDVの案件なので、子供を戻してくれという話をしても、なかなか戻してくれない。そうなると、裁判所で、監護者指定とか、そういった手続を経なければいけなくなってしまいます。私が関わった案件でも、半年以上、子供が戻ってくるのに時間がかかってしまいました。母親からの虐待のリスクがあるケースでは全くなかったので、最初の段階でDVという形で対応さえされていれば、その半年は要らなかったわけです。それが、半年間、子供と母親が離されてしまい、裁判の手続も非常に複雑になってしまったことがありました。

配暴センターにコーディネーターを置くというのは、もちろん必要だと思うのですが、 先ほど納米委員からもありましたけれども、児相にDVの理解を促すような何らかの働きか け、あるいはコーディネーターを配置するといったことも、やはり、必要ではないかと感 じます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、内閣府からお答えいただけますでしょうか。

○杉田暴力対策推進室長 データの出元自体は厚労省なのですけれども、婦人相談所の設置主体自体が、ここのところは都道府県という形になっております。市は入っておりません。

それから、一時保護委託の件数も入っていると理解しております。

○厚生労働省 厚生労働省です。

今、内閣府からお答えしたとおりで間違いありません。

それから、児童虐待のコーディネーターのお話ですけれども、婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターも兼ねているということなのですけれども、まずは、婦人相談所に、これは、婦人相談所で一時保護をするという形になっておりますので、その関係で、同伴する児童についての対応をしていただくために、この児童虐待防止対応コーディネーターを配置していきたいと思っておりまして、心のケアとか、関係機関としては、教育部門との連携というところも必要になってくると思いますので、一定の知識等を持った方を今後検討していきたいと思っております。

○小西会長 今の点についてですが、阿部委員も可児委員も、むしろケースワークの段階 のコーディネートのことをおっしゃっていて、ケアの段階ではないように聞いたのですけ れども、そのあたりは、いかがですか。

要するに、ケアをしたり、子供を専門に見る人が必要だからコーディネーターが要るという、今、御回答だったのですが、お二人から出た質問は、むしろ、そうではなくて、ケースとして扱う、最初のケースワークやアセスメントのところで、既に知識を持っているべきだという意見のように、私は伺ったのです。それで、よろしいですかね。だから、少し答えが外れているような気がしたので、もう一度伺います。

○厚生労働省 今回の同伴児童への対応という形でコーディネーターを配置していきたいと、我々の方で考えているという状況になっております。

また、個別的な児童への対応につきましては、個別指導対応職員等につきまして、別途 配置しておりますが、関係機関との連携というところも非常に重要になってくると、そこ をうまくコーディネートしていただける方を考えていきたいと思っております。

- ○小西会長 可児委員、よろしいですか。
- ○可児委員 今一つイメージがわかないのですが、児童虐待防止対応コーディネーターという方は、どういった仕事をすることを想定していて、厚労省では、どういった立場の方が入るということを想定しているのか、ある程度具体的に定まっているのではあれば、教えていただけないかと。
- ○厚生労働省 現段階では、一時保護した子供への対応という形で考えておりまして、先ほどもありましたように、婦人相談所と児童相談所が一緒のところにないという場合もありますし、また、子供の一時保護の間中の教育の部分とか、そういった部分につきましても連携をしていかなければいけないということも考えまして、今回のコーディネーターの配置を検討しているという状況になっております。
- ○小西会長 今のは御意見でもありましたから、そういうことで、厚労省にまた御検討を いただくということで進みたいと思います。
- ○厚生労働省 すみません、児童相談所の話をさせていただいてもいいですか、御意見を いただきましたので。
- ○小西会長 どうぞ。
- ○厚生労働省 児相における対応で言うと、先ほど、御回答させていただいた部分とかぶ

りますけれども、まず、アセスメントの観点においてDVとの関連性の観点も含めたものとする、また、研修の中でもそういう観点からも研修を受けて、DVへの対応も知識も踏まえて対応できる職員の育成をしていきたいというのが、まず、1点。

あわせて、個別のケースについて、関係機関が集まって、どういう援助方針にしていこうかというのを話し合う、要保護児童対策地域協議会というのがあるのですけれども、その中に、今は、配偶者暴力相談支援センターとか、そんなにパーセンテージは多くないのですが、そういったところにも働きかけて、ぜひ入ってもらえるようにしましょうというのを、今、自治体に声をかけておりまして、そういったところでも関係機関が協力して取り組めるようにしていきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、中村委員と原委員から、お手が挙がっておりまして、種部委員は、その次に まいりますが、順番にお願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

最初の方の内閣府の説明で、加害者更生プログラムが幾つか言葉としても出ておりますし、予算も計上されているのですが、別途調査をするチームをつくって、私もそこで仕事をさせてもらっていますけれども、この加害者更生プログラムの今回の位置づけは、調査研究でいいのでしょうけれども、制度づくりもかなり必要なところだと思うので、そこの方向性とか、どこまでやるのかとかいうぐらいの方向性の提案がちょっとほしいなと思っていました。

あと、虐待とDVの関係で厚労省さんからあった最後のあたりも大事だと思っているのですが、虐待者への対応ですね。ここも同じ加害者更生という面があるので、そことの連携もどう考えられるか。DVと虐待の連携をするという点は、虐待者への更生ということも当然なので、それを厚労省の中ではどうするかという2点をお聞きしたいなと思っております。

○杉田暴力対策推進室長 加害者更生プログラムの今回の位置づけというところでございますが、既に1回検討会の開催がございまして、ここでも色々と御指摘があったのですけれども、突き詰めていいますと、現行法制度上の枠内でやらないといけないというところで、かなり限界が見えてくるのだろうと思っておりまして、長い目で見れば、任意参加でやるというところはどうなのかというところを、諸外国の比較検討もしつつ、中長期的な観点から御議論いただくということはあっていいと思っております。

さはさりながら、先ほども少し申し上げました、3年検討条項というのがございますので、現行法制度下で、具体的な自治体で使っていただけるような仕組みをつくっていくというところ、ここは、今年度、来年度で、方向性、具体的な実施基準というものを幾らか提示していかないといけないと思っておりますので、ある意味、二段構えでの検討ということはあり得るのかなと思っております。

それと、民間団体も、この検討会で申し上げたのですけれども、全国組織化など、大分

取組も進んでいるところもございますので、そういう手法の違いというものも念頭に置き つつ、具体的な実施のガイドラインの作成をやっていければと思っております。

- ○小西会長 では、原委員、お願いします。
- ○原委員 ありがとうございました。

ほかの委員さんからも多く挙がっている虐待とDVの連携なのですが、配暴センターと児 童相談所の連携のイメージというのが、まだよくつかめないところがあります。

例えば、先ほどの要対協の話がありましたが、私も幾つかの要対協の委員であるとか、 県の要対協の委員にも、やっとなったところなのですが、個別のケース会議の検討会の委 員に入っているわけではないので、代表者会議に入っているだけなのです。

そうすると、実際に現場で、例えば、私がこういう意見を言うとか、このケースはDVではないのかというような話をするチャンスがないということが、現実として、多分あると思います。

それと、先ほどのコーディネーターの配置というのが、婦人相談所の中で、一体どういう役割を持っている人がやるのか、もしくは、新たにそれを設置するのかというところでも変わってくると思うのです。例えば、配暴センターと児童相談所が同じ建物内にある場合は、相談または支援課長が兼任の場合もありますので、担当課長の采配によって、うまくコーディネーターが機能しないということも十分考えられますので、そういう意味では、コーディネーターをせっかく配置するのであれば、多機関連携ができる、もう少し中立的な立場の人のほうが、もっと機能的になるのではないかと思っています。ここも私の意見ではありますが、もう少しケースを動かすときのイメージというのを、どのようにお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

- ○小西会長 では、厚生労働省、お願いします。
- ○厚生労働省 厚生労働省の資料の10ページに、今までお話があったコーディネーターの配置という事業イメージが出ておりますけれども、この中で、コーディネーターの方が児童相談所、福祉部門あるいは教育機関、そして、先ほどありました要対協、こうしたところと連携して対応していくという形で、今、御意見をいただきました内容も含めて検討していきたいと思っております。
- ○小西会長 ありがとうございます。それでは、種部委員。
- ○種部委員 ありがとうございます。

今のに少し追加ですけれども、DVを、要対協の中に入れようかとか、コーディネーターを置いて、その情報共有にということで、一歩前進だと私は思うのですけれども、やはり、ケース会議で入れるかどうかで、アセスメントの質が変わると思うのです。

ぜひ、DVで被害を受けているということを配暴センターが受けて、中に子供がいるとわかった場合は、全件共有をするような方向を考えていただきたいと思います。これは意見です。

次に質問、確認を含めてですけれども、性暴力の方に行きますが、まず、共通ダイヤル化は、これから検討ということ、内閣府は、これから今年度調査研究をされるということなのですが、警察の方もハートさんを作っていらっしゃって、今年から無料化をされたと、すごく大きいことだと思うのです。ワンストップの方でも、警察への相談まで行かない、例えば、相手が顔見知りなので、警察は行けないけれども、ワンストップならという人のために、ダイヤルを作っていただくということなのですが、ぜひ無料化まで目指す意義を検討していただきたいと思います。

例えば、虐待をいち早く見つけまして、電話をしますと、何分当たり幾らというアナウンスが最初に流れます。子供が自分で電話をかけて、被害を受けて電話するケースが最近出てきていると思うのですけれども、自分を助けてくれと、子供がいち早くかけるというときに、何分当たり何円ですと言われると、まず、そこで電話を切ってしまうと思うのです。せめて、命にかかわるようなケースについては無料に、それだけ線引きできないですけれども、無料にすべきだと思うので、特に性暴力につきましては、生命にかかわる場合もあるわけですから、ぜひ、共通ダイヤルを無料にするということも含めて、1年間で御検討をお願いしたいと思います。

次に、法務省の方に、代表者聴取、児童の被害の場合ですね、法改正後、本当に力を入れてやってくださっていると思っています。年間で1,800件ということで、現場の方の御苦労が大変なものだろうと思います。

ただ、これは、恐らく地域差が相当あると思っています。児童相談所と警察の方の連携が非常によくとれているところにつきましては、本当に早い時間で、例えば、私も幾つか調査しましたけれども、福井県あたりは、性虐待につきましては当日だそうです。当日、協同面接をしているということで、非常に機動力があるのです。

一方、私がおります富山県はといいますと、協同面接するまで、早くても何週間も掛かる。それでは協同面接の意味がないということですね。特に、監護者性交等罪の場合は、代表者聴取に、そんなに時間が掛かっていると、先に証拠採取をするときに、どうしても重複聴取が発生するということでして、これは徹底的に、やはり、やっているところと、やっていないところの地域差を見える化していただくことで、やっていないところも取り組もうという意欲を上げていただくしかないと思うのです。もし、現時点でわかれば、非常によくやっているところと、全くやっていない都道府県、ゼロ件あるいは数件という都道府県、何件ぐらいあるか教えていただければと思います。

それから、徹底的にやっているところは、被害だということが開示された後、どのぐらいの時間でされている。これは、監護者性交等罪に対して無罪判決が続いているのですけれども、非常に大切なポイントは時間だと思うのです。先進的な取組のところに、みんな学ぶべきだと思うのですが、早いところと、遅いところの時間、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、警察庁の方にも。地方の警察は、なかなか警察の方と連携を取れといっても

難しい部分がありまして、警察庁のほうから都道府県警にも、この代表者聴取を徹底的に やらないと無罪事件が続くということで言っていただいて、見える化をした上で、データ を突きつけてやっていただくと、現場も動くと思うのですが、なかなか現場で言っても、 大変警察も忙しい組織でありまして、なかなか代表者聴取が行われていないというのが現 実ですので、少し地方に対してのアプローチをお願いしたいと思います。

それから、警察の方に。子供の事件、無罪判決が続いていると申し上げましたが、最初に代表者聴取による本人の供述と、もう一つ重要なのが医学的所見なのです。こちらの方の写真の撮り方が非常によろしくなくて、例えば、一人の医師で写真の鑑定をするということは、なかなか難しくて、法廷の場では、法医学の先生とか、あるいは複数の経験を持った医師とか、そういう人たちで写真をレビューして証明し、意見も一致しているということを提示しないと、法廷では有罪になかなかならないと思うのです。

そこで、写真の撮り方が余りよろしくないと、レビューができないというのがありまして、これは、かなり研修をする必要があると思っています。

今年の内閣府の事業の中でも、ワンストップについても性虐待あるいは子供の性犯罪被害についての医学的な検証の仕方ということに対して、少し研修を強化していかなければということなのですが、ぜひ警察庁の方でも、警察に直でいらっしゃるものもきっとあるでしょうから、現場で対応している医師たちの質の向上ということについて、今後、取組をぜひ考えていただきたいのですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○小西会長 では、警察も質問ということですね。

そうしたら、最初の無料化については御意見として伺いまして、代表者聴取に関して、 まず、法務省からお答えいただければと思います。

○法務省 刑事局の髙橋です。御質問ありがとうございます。

代表者聴取を県別によくやっているところ、そうではないところと、あと、実施までの時間に関して、よくできているところ、そうではないところという御質問だったと思います。代表者聴取を実施した場合には、こちらの方に報告を上げてもらうということになっていますけれども、代表者聴取を実施するときに、代表者をどうするか、また、いつ実施するか、どのようにして実施するか、質問事項をどうするかというようなものについて、それぞれの関係機関が集まって、相談の上で決めています。これらは個別の事件の具体的な内容によって決まってくるところがありますので、どのタイミングで実施するのが一番良いのか、悪いのかというのを、なかなか一概に言い難いところがあります。

また、その実施件数についても、発生状況にもよるところもありますし、どの事案で、 どういう風に実施したら良いのかということもありますので、一概にお答えしにくいとい うことを御理解いただければと思います。

○小西会長 よろしいでしょうか。

では、警察の方で何かございましたら、お願いいたします。

○警察庁 すみません、必ずしもお答えできる部分がないのですが、御意見等いただいた

内容を踏まえながら施策を進めてまいりたいと考えております。

- ○小西会長 種部委員、よろしいでしょうか。
- ○種部委員 課題として。
- ○小西会長 そうですね。

私も1つだけ意見を言わせてください。内閣府のワンストップセンターについての支援 策、大変結構ですし、もっと続けていただきたいと思っていますが、全都道府県できたと いうのは、前倒しできたということは、かなり無理しているところもあるということです。 私、ちょっと調査をかけてワンストップセンターの電話番号に、全部電話を入れたりして みたのですけれども、男性が出てきたところがあります。

やはり、まだ、実情が伴っていない場所があって、全国的には物凄く差がございますので、ぜひ、そこを解消していただきたいと思います。

それでは、今日は、納米委員に御報告をいただかなければいけませんので、ここで質疑 応答を、不十分かもしれませんが、おしまいにします。ありがとうございました。

関係省庁の御担当者は、ここで御退室いただいて結構です。

(警察庁、法務省、厚生労働省 退室)

○小西会長 それでは、次の課題に進みます。

納米委員から、委員が座長をお務めになられた平成30年度配偶者等からの暴力の被害者 支援に関する危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究について、概要を御説明い ただきたいと思います。

ちょっと落ちつきましたら、納米委員、御発表をお願いします。

○納米委員 それでは、昨年度この調査研究事業に関わらせていただきましたので、その 概要について報告を申し上げます。

この事業は、2つの問題意識から出発したものと承知しております。

被害者を支援するためには、加害者対応と連動した包括的な支援体制が必要なのではないかという問題意識と、そのような包括的な支援体制を動かしていくには、事案の危険度、緊急度を判断して、支援方針や支援の内容を決めていくためのリスクアセスメントが必要なのではないか、というこの2つの問題意識があったと承知をしております。

昨年度の事業に先立ちまして、平成29年度には、配暴センター等でリスクアセスメントがどのように行われているかについての調査が実施されているのですけれども、その調査からはこのスライドに書き出したような事柄が把握されました。

リスクアセスメントは、被害者が再被害に遭う危険性、その再被害の重篤度や、加害者が再び暴力を振るう可能性、その重篤度を査定するということであると思うのですが、必ずしもそのような認識は、広く共有されているとは言い難いことがわかりました。

そこで、海外の取組を調べて、日本での今後の取組の参考とするということになった、 というのがこの調査の背景です。

そして、昨年度は、カナダとオーストラリアの官民の機関、団体を訪ねましてヒアリン

グを行いました。

私が訪問したのはオーストラリアですので、オーストラリアの方がちょっと詳しくなってしまうという点は、お許しいただければと思います。

カナダ、オーストラリアでの共通点なのですが、この2カ国では様々な取組にも関わらず、DV全体の発生率自体は減少していかないということ、そして、また社会の耳目を集めるような事件が起きたということがきっかけになって、取組の見直しが行われておりました。

カナダでは、少し古いですが、1989年のモントリオール工科大学での女性殺害事件、そして、オーストラリアでは、2014年に当時11歳だった少年が面会交流中に、実父によって殺された事件がございまして、それが社会的に大きな関心を喚起して、取組の見直しの契機となったということです。

オーストラリアの状況は、目黒区や野田市の事件が発生した、現在の日本の状況と非常によく似ていると思います。

両国に共通するのは、このスライドの太字、下線を引いた箇所でございまして、被害者 支援と加害者対応を含む包括的な取組を行おうとしていること。それから、分野横断的な ケースマネジメントが行われていること。そして、リスクの程度によって対応が振り分け られているということ。そして、多機関で情報を共有する制度面及びハード面でのインフ ラが整備されているということです。

今回情報を収集しました、リスクアセスメント・ツールについて、説明を申し上げます。

1つ目は、The Ontario Domestic Assault Risk Assessment、通称ODARAと呼ばれているものです。これは、夫から妻へのDVについてのリスクアセスメント・ツールで、再暴力のリスクを、各項目の合計点から推定できる仕組みになっています。

ODARAは、カナダなどでは、警察官など刑事司法制度の最前線でDVに対応するワーカーが使っているもので、加害者を拘留するか否か、そして、被害者への支援について判断するために、短時間で判断しなければならないということに適応するツールとして開発されたものです。カナダのオンタリオ州で開発されたものでございます。こちらの情報ソースは、加害者、被害者の両方からということです。

次のDVSATと、Victoria Police Screening Assessment for Family Violence Riskについては、後ほどオーストラリアのところで説明を申し上げます。

その次が、Danger Assessment、DAです。これもカナダで使われておりました。これは米国のジョンズ・ホプキンズ大学研究者によって開発されたもので、こちらについてはお手元に公開されている原票そのものをお配りしておりますので、御覧ください。

これは、被害者から情報を聞いてチェックしていくタイプのもので、項目によって加点のウェイト付けがなされています。そして、合計点について判断基準が設けられています。

DAは、被害者と一緒に作業をすることで、被害者が危険性を客観視できることになる。 その意味でもメリットがあるという説明がありました。 こうしたツールは、日本でも被害者支援の現場で使えるのではないかと思うのですが、 英語を日本語に訳しただけで使うという訳にはいかないということです。

去年たまたまなのですが、DAの開発者の弟子に当たる方が来日されたので、お目にかかってお話を伺ったのですが、日本で使うとするのであったら、英語から日本語に翻訳した後、翻訳した日本語を英語に訳し戻す、つまり、バックトランスレーションをして、翻訳の正確さを確認すること。

その上で、日本語のバージョンについて妥当性の検証を、後ろ向き検証もしくは前向き 検証を行うこと。事例数としては、300例行えば良いから、そんなに多くないと言われまし た。死亡事例300事例か、もしくはシェルター保護した事例のフォローを300事例をやれば よいと言われました。

これはDAに限ったことではなくて、海外で開発されたツールを日本で使おうとする場合には、同じ課題が生じてくるということです。

3つ目が、Spousal Assault Risk Assessment、通称SARAです。これは、主に加害者プログラムの実施関係者によって使われているものです。暴力自体の様態や深刻度、加害者のリスク要因、被害者の脆弱性の3つの側面からアセスメントしていくのですけども、評価者が加害者との面談や、刑事司法の事案があれば、捜査関係の書類なども参照しつつアセスメントしていきます。

チェックシートでレーティングしていくだけではなくて、専門家としての判断を記載していく。そして、リスク因子同士の因果関係を同定していって、フォーミュレーションをする。最後に、リスクのレベルが異なる3つの想定シナリオを考えて、その上でリスクを最小化するために、主に加害者に向けて介入していく際に役立てるというタイプのものです。

カナダでは、裁判所が中心的な役割を担っているというところが特徴です。例えば、関係機関の連携の工夫としては、オンタリオ州のトロント市には、初めて家庭裁判所機能と DV裁判所機能を兼ね備えた、インテグレーテッドDVコートが設けられたということです。

また、アルバータ州のカルガリー市では、DV裁判所の控え室のようなところに担当者が 集まって、そこがワンストップ機能を果たそうという構想です。そこでは、ホームフロン トという民間団体が、ケースマネジメントの役割を果たしています。ここは民間団体なの ですけれども、警察や裁判所、保護観察官などとも密接な協力関係を保っています。

続きまして、オーストラリアです。

オーストラリアでは、今回の調査では、まず連邦レベルの2つの研究機関を訪問いたしました。

1つは、Australia's National Research Organization for Women's Safety、ANROWS と呼ばれている機関です。

オーストラリアは、もう一つAIFS、The Australian Institute of Family Studiesというところも訪問したのですけれども、このように常設の研究機関があって、かなりの予算

規模で大学などとも密接に連携しながら、この分野の政策立案や、その効果検証のための 基礎的な研究を実施しているというところが特徴です。

日本では、ここが専門調査会ということで、その時々に応じて検討会が設けられている と思いますが、オーストラリアでは充実した独立性の高い研究機関がございました。

オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州とビクトリア州の2つの州を訪問しました。この2つの州に共通していたのは、DVに対応するために、関係機関が情報を共有するためのデータベースを構築しているということ。それから、対応フローを整えているということです。

日本でも、警察はデータベースを持っていると思うのですけれども、オーストラリアではそのデータベースに警察だけではなくて、様々な機関が情報を入力したり、そのデータベースの情報を使って支援を行っています。情報共有の一元化が特徴でした。

ニューサウスウェールズ州ではSafer Pathwayという仕組みを構築していました。これは、 情報共有と多機関連携のシステムです。

Central Referral Point、略してCRPと呼ばれていますが、これは司法省が運営しているデータベースです。現在はCRPに、警察、裁判所、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者などがアクセスできますが、今後はアクセスできる機関を拡大していく予定だということです。

警察は独自のDBを持っていますが、CRPには警察のデータベースと通ずるポータルがあって、そこで連結が図られています。ニューサウスウェールズ州の全ケースが、ここに集約されます。

個々の事案については、先ほど言及しましたDVSAT、Domestic Violence Safety Assessment Toolというアセスメント・ツールが開発されていまして、これでリスクアセスメントが行われて、その後、Local Coordination Pointsにリファーされるか、違う機関にリファーされるか、さらにハイリスクなものはSafety Action Meetingという警察が中心になって招集する会議に、リファーされていくという流れです。

しかし、ニューサウスウェールズ州でのこの取組については、DVSATの妥当性に問題があるという検証結果が出ています。「by chance」といったレベルでしか、妥当性がないという結果が出ていて、見直しが必要になっているということを後で知りました。

そのことによって、Safer Pathway全体の仕組みがうまく機能しないという事態に陥っているようです。

一方、先ほどの面会交流中の殺人事件が起きたのはビクトリア州です。11歳の男の子が、面会交流中にクリケット場で父親によって公衆の面前でクリケットのラケットで殴り殺されたという事件が起こり、このことを契機にその母親が、州の首相に集中的なロビイングを行い、そのことが2015年に州のロイヤルコミッティ、王立委員会という非常にハイクラスな委員会の立ち上げにつながりました。この委員会における約1年間の集中的なヒアリング、議論を経て、227項目の提言が盛り込まれた報告書が議会に提出されました。議会は

それをほぼ全て受け入れて、州政府はそれに則って様々な施策を推進している最中という ことです。

ビクトリア州では、先ほどのニューサウスウェールズ州のSafer Pathwayに当たるようなものとして、Multi-Agency Risk Assessment Management and Information Sharing Framework、MARAMと呼んでいましたが、これは報告書ではリスクアセスメント・ツールと記してしまったのですが、むしろリスクアセスメントを含む、多機関の情報共有と連携のための枠組みのことです。このMARAMには、警察、裁判所、児童相談所、州が資金を出している被害者支援機関など、約200の機関が情報を入力します。

けれども、全ての機関が全ての情報を得るのではなくて、例えば被害者支援機関には、被害者支援に必要な情報のみが、データベースから送られてくる。また、加害者対応に必要な情報のみが、加害者プログラムを行う機関に送られてくるという具合になっているということです。

ビクトリア州で使われているリスクアセスメント・ツールは、Victoria Police Screening Assessment for Family Violence Riskというものなのですけれども、これは開発に時間をかけていて、 $2 \pi 5000$ 件近くの警察記録の分析から、リスク因子を特定して開発されました。トリアージとして、警察が臨場したときに使っているということです。その後検証も行われていて、12カ月のフォローアップで、妥当性についても問題ないという結果を得ているということでした。

また、ビクトリア州で特徴的だったのは、Support and Safety Hub、通称Orange Door というワンストップサービスを州全域に広めようとしていることです。これは、被害者、加害者、子供と対応機関が別々だったことで、11歳の男の子のような事件が起きてしまったので、対応を是正しようということです。

Hubには、マネージャーが州政府から派遣されています。Hubで働くスタッフは民間団体から出向していて、その人件費は州政府が負担しています。日本でいう配暴機能も、児相機能も、加害者対応のプログラムをやる機関からも1か所に集まっているサービスポイントです。Hubというと小さいように思えるのですけれども、小さいところでスタッフ30人、メルボルンの近郊は120人くらいがこのHubで働いているということでした。

今後へ向けて昨年度の報告書でのまとめをいくつか申し述べます。1点目は被害者支援と 加害者対応を連動させることが必要なのではないかということです。

また、再被害の防止のための加害者プログラムをやっていくことが必要なのではないか ということも報告書に記しています。

それから、予防の啓発と、なるべく早期の介入による深刻化の防止が必要なのではない かと思います。

また、トリアージ用なのか、加害者のプログラム用なのか、被害者支援用なのかなど、 使用する場面に応じたリスクアセスメント・ツールの開発と、妥当性の検証が必要だと思 います。 そして、リスクの度合いに応じた支援の振り分けを考えるべきと思います。日本ではほぼワンパターンというか、相談が来て、その後は一時保護するかしないかの選択肢しかない訳ですけども、リスクの度合いに応じた支援のあり方を考えていく必要があると思います。それから機関連携のための情報共有制度を整備する必要があります。

オーストラリアでは、プライバシー法の改正と、データベースの構築が行われていました。報告は以上でございます。

○小西会長 納米委員ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして、何か御質問がありましたら、もう時間が余りないですけれども、1、2くらいだったら御質問できると思います。御意見でも結構ですけれども、何かございますか。種部委員どうぞ。

○種部委員 貴重な御報告をありがとうございました。

このアセスメントのツールというのを、ぜひ国内でも開発すべきではないかなと思います。例えば、先ほど300例くらいで試し、それから、もう一回、こちらに訳してということだったのですけれども、例えば、アメリカは多分CDCとかで、デス・レビューをやっていると思うのです。女性で殺された人たちがどのような状況であったかというのを見ると、いくつか絞り出され、リスクの高かったものを、救急外来の医師が全員把握し、外傷で来た女性を見たときに、そのアセスメントの中に入っていた場合は帰さない。ということが徹底されているのですけど、日本はそのデス・レビューくらいはできるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

- ○小西会長 納米委員、お願いします。
- ○納米委員 日本でも、DVでの死亡事例検証は必要だと思います。

DAの研究者からも、日本でDAの妥当性検証をやるのだったら、死亡事例についての報告書を見ればよいのではないかと言われました。日本ではそのようなデータはないと伝えたところ、裁判記録を調べればできるではないのと言われたのですけども、裁判記録も全件にアクセスできる訳ではないので、後ろ向き検証は難しいと言ったところ、シェルターに保護された人についてシェルターに保護された時点でアセスメントして、その後フォローアップして、フォローアップ時点でどのくらい再暴力を受けているのかということについての前向き検証でもできるのではないかと言われたのですが、とても私には、そんな専門性も力もありませんので、ぜひ国のほうでお願いしたいと思います。

- ○種部委員 ぜひ、内閣府の方で研究していただければと思います。
- ○小西会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっとつけ加えて、例えばDA、これを出していただいたものの妥当性というのはどれ くらいあるとか、そういうことはお聞きになっていますか。

- ○納米委員 すみません。ちょっと今持ってきていないのですが、調べられるとは思います。
- ○小西会長 多分、どんなアセスメントも、やはりフォールスネガティブとフォールスポ

ジティブは当然あるわけで、どのくらいのものなのかなというのがわかると、もっと強く 言えるかな。

○種部委員 何回もすみません、今のリスクについては、多分、被害者当事者の方の生命 に関するということだと思うのですけれども、先ほどあった面会交流というリスクは、物 凄く高いと思うのです。国内の死亡事例がありますし、その場合も同じツールを使って、こういう関係だった場合は面会交流はさせないとか、そこに出入りするとか、そういう取組はされているのですか、そういう使い方をされているのでしょうか。

○納米委員 すみません、オーストラリアに行ったとき、そこまで詳しく調べ切れなかったのですけれども、オーストラリアでは家族法の改正が行われていて、DVについては、より厳しく見られるようになったという話までは聞きました。ただ、より厳しく見るというのは、どのように見ているかというところまでは、詳しくは聞けなかったというところです。

○小西会長 ありがとうございます。

本当に、まだ課題は沢山、進むべきところ沢山あるということだと思います。

活発な御意見を本当にありがとうございます。多分、時間が足りなかったなと思いますし、10年前くらいに私がこの会議に参加していたときに比べると、論点が非常に沢山になってきているので、1つの会で持ち切れないのだなというふうに、個人的な感想を持ちました。

それでは、今後の予定について事務局から連絡お願いします。

○杉田暴力対策推進室長 今日は一日ありがとうございました。

次回日程は、今、調整中ですので、決まり次第、また連絡をさせていただきます。

今後の話でございますけれども、全体の話になってきますが、5次計画改定の議論がこれから始まるという形になるのだろうと思っておりますので、その関連の御議論と、それから暴力調査会に関しましては、DVの基本方針ですね。こちらの改正の作業を今後委員の先生方に御意見をいただくというようなことと、今期の報告書でございますが、前期DV関係が積み残しになっておりますので、DVを中心にやる、今回の児童虐待の検討条項もございますので、DVの関連でまた少しずつ、委員の方々、先生の方々から御意見をいただいていくということになろうかと思っております。詳細については、また追って連絡をさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

○小西会長 それでは、以上をもちまして、第102回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。